

九州大学は、「九州大学知的財産ポリシー」を制定し、本学の教育研究活動等の成果を直接的に社会に還元し、その活用を図っていくことが社会から強く期待されていることから、この社会への直接的な貢献を教育・研究に続く本学の「第三の使命」として位置付け、組織を挙げてこれに取り組むこととしている。

その一環として、本学は、知の創造拠点である大学等の役割や大学等における研究の自由度の確保の重要性を鑑み、政府資金を原資として得られた研究開発の成果に基づく本学の知的財産権（以下「本学帰属の知的財産権」という）を、他の大学等が非営利目的の研究において使用しようとする場合の非排他的な実施許諾（以下「研究ライセンス」という）の基本的な考え方について、以下のとおり九州大学研究ライセンスポリシーとして制定する。

1. 研究ライセンスの供与

- (1) 本学帰属の知的財産権について、他の大学等から研究ライセンスを求められた場合、原則として当該研究を差し止めることなく、その求めに応じて研究ライセンスを供与する。
- (2) 本学の職員が他の大学等へ異動し、その異動先において自己の非営利目的の研究を継続するために研究ライセンスを求める場合、その職員の発明に係る本学帰属の知的財産権について、原則としてその求めに応じて研究ライセンスを供与する。
- (3) 研究ライセンスの供与にあたっては、後続する研究の円滑な継続を妨げぬよう、簡便で迅速に手続きを行なうよう努めるとともに、原則として成果公表への制限を加えないこととする。

2. 研究ライセンスの対価

研究ライセンスに対する対価については、原則として無償若しくはライセンスに係わる実費、あるいはそれに準じる合理的な対価とする。

3. 研究ライセンスの遵守と管理

本学が、他の大学等から研究ライセンスの供与を受けた場合は、研究ライセンスの対象が非営利目的の研究であることを認識し、知的財産権を尊重する観点から、研究ライセンスにより研究を行う者が、研究ライセンスの範囲や条件等を遵守するようその管理に努めるものとする。

4. 有体物の提供

大学等の間における有体物の提供については、「九州大学知的財産取扱規則」（平成16年度九大規則第93号）第4章「研究開発成果としての有体物」の定めるところにより取り扱う。

5. 職員との認識共有

本学の研究の場において、研究ライセンスが円滑に活用されるために、本ポリシーの周知や職員の本ポリシーの認識が共有できるように努めるものとする。

6. 用語の定義

本ポリシーで使用されている用語の定義は、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針（平成18年5月23日：総合科学技術会議）」に基づくものとする。